令和８年（フ）第１３０１号
大阪府守口市大日町３丁目32番11―403号
破産者　中村　　勇（旧姓廣岡）
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３２４号
大阪府高槻市藤の里町11番16号
破産者　中西　康尊
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４７１号
大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―405号
破産者　佐藤　真矢
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６００号
大阪府大東市川中新町16番507号
破産者　フィールこと　谷口　浩子
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６３２号
大阪市西区南堀江４丁目25番３号　513
破産者　山木　魁人
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６３６号
大阪市浪速区日本橋５丁目11番15号　メゾンみぎわ　３－Ａ号
破産者　上野　愼司
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６９８号
大阪府門真市大池町24番８号　野手マンション１Ｆ
破産者　今和泉尚斗
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７５７号
大阪府摂津市南千里丘２番５―712号
破産者　Ｔ’ｓこと　太田　曜士
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８２７号
大阪府豊中市東豊中町１丁目９番13号、開始決定時大阪府豊中市東豊中町１丁目25番11号103号
破産者　浜田商店こと　浜田　　賢（旧姓濵田）
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９４２号
大阪市平野区加美南５丁目１番11号　オー・ルージュ加美　203号室
破産者　鈴木　亮哉
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９５２号
大阪市北区長柄西２丁目８番18―401号
破産者　ふぐの神こと　木村　一徳
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２００１号
大阪市大正区泉尾２丁目９番９―506号
破産者　小田　幸枝
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０５８号
広島市安佐南区山本７―26―51　レオネクスト春日野口203号室、開始決定時大阪府三島郡島本町江川１丁目15番15―403号
破産者　渓　　勇次
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１３２号
大阪市東成区東中本２丁目13番10号
破産者　前田　和美
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１３６号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番２―916号
破産者　南波　翔平
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１８９号
大阪市城東区新喜多１丁目６番30号　スリーゼ城601号、住民票上の住所大阪府守口市梶町４丁目41番14号
破産者　舁　　拓真
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２２号
大阪市西区九条南１丁目５番14―905号、前住所大阪府八尾市末広町４丁目10番16―702号
破産者　奥山奈々絵
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３１８号
大阪府交野市梅が枝31番104号
破産者　サチ製作所こと　森島　幸子
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５２８号
大阪府大東市大野１丁目３番10号　マンションヨコタ２号館422号
破産者　河合　慧斗
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部